

食品ロス削減の推進に向けた取組みに関する協定

高知県（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の県内に所在する乙の店舗において販売が困難になった商品等（以下「対象商品」という。）を、フードバンク活動団体等（以下「支援組織」という。）への無償提供等、甲と乙とが連携・協力して取り組むことで、甲の食品ロス削減の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について取り組むこととする。

- （1）甲における支援組織の調整
- （2）乙における支援組織への対象商品の提供
- （3）フードドライブなど、食品ロス削減に向けた活動の周知及び実施
- （4）その他、必要とする事項

2 甲が調整する支援組織においては、対象商品を第三者に有償で提供してはならないものとする。

3 乙は、提供した対象商品に対して品質を保証しないものとし、支援組織へ提供後に生じた事故について、その責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき得られた情報を、第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、相手方の事前承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲乙いずれかから書面による更新拒絶の意思表示があった場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の有効期間中であっても、甲又は乙は、1か月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議

の上、その取扱いを決定するものとする。

2 甲乙いずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月25日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 濱田 省司

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役社長

山口 晋

